早稲田中学校・高等学校

学校感染症に罹患した際の届の変更について

日頃より感染症対策にご協力いただき、感謝申し上げます。

今冬は、新型コロナウイルスとインフルエンザの同時流行が懸念されております。

現在、インフルエンザなどの学校感染症に罹患した際は、医師による証明書等を提出していただくことになっておりますが、感染症の流行期に備え、医療機関に負担をかけないためにも、新型コロナウイルス以外の学校感染症についても当面の間、医師による証明書の提出を求めず、保護者記入押印の届で対応することといたしました。

つきましては、従来の【インフルエンザ用】と【インフルエンザを除く学校感染症用】 の届を統合し、【学校感染症用届(新型コロナウイルス感染症を除く)】「学校感染症罹患報告 および登校許可願」に変更いたしますのでご承知ください。

なお、新型コロナウイルス感染症関連の欠席については、コロナ関連の特例措置として 出席停止の扱いになります。風邪症状など感染症が疑われる症状がある場合の欠席も含 めて、これまで通り「新型コロナウイルス感染症に関する欠席届」を提出してください。

学校において予防すべき感染症に罹患した場合は、学校内での感染拡大を防ぐため、 学校保健安全法施行規則で定められた出席停止期間は、出席を停止しなければなりません。 すべての生徒の健康と安全のために、基準を厳守してご対応いただきますように、ご理解 とご協力をお願いいたします。

各種届は本校ホームページの保健室よりにも掲載してあります。必要に応じてダウンロードして使用してください。

今後流行が懸念される新型コロナウイルスとインフルエンザの出席停止期間は次の通りです。

- ①新型コロナウイルス→ 発症日を0日として7日を経過し、かつ症状軽快後24時間を経過していること。
- ②インフルエンザ → 発症日を0日として5日を経過し、かつ解熱後2日を経過している こと。(届の下部「インフルエンザの出席停止期間の数え方」に発症 からの日付を正しく記入し、登校可能日を算出してください。)
- ※①②の同時感染の場合は、両方の出席停止期間が満たされていることが条件となりますのでご注意ください。届も「新型コロナに関する欠席届」と「学校感染症用届」の 2 種類を提出してください。